

〔平成13年12月20日
兵庫県公安委員会規則第12号〕

(趣旨)

第1条 この規則は、情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。）の規定に基づき、公安委員会が行う情報公開の事務に関して必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書)

第2条 条例第5条第1項に規定する請求書の様式は、公文書公開請求書（様式第1号）のとおりとする。

(非公開情報に該当する警察官等の氏名)

第3条 条例第6条第6号に規定する実施機関の規則で定める警察官等の氏名は、警部補以下の階級にある警察官及びそれに相当する職員の氏名とする。

(公文書公開決定通知書等)

第4条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める様式により行う。

(1) 公文書の全部を公開する旨の決定をした場合 公文書公開決定通知書（様式第2号）

(2) 公文書の一部を公開する旨の決定をした場合 公文書部分公開決定通知書（様式第3号）

2 条例第10条第2項の規定による通知は、公文書非公開決定通知書（様式第4号）により行う。

(公開決定等期間延長通知書)

第5条 条例第11条第2項の規定による通知は、公開決定等期間延長通知書（様式第5号）により行う。

(公開決定等期間特例延長通知書)

第6条 条例第12条第1項の規定による通知は、公開決定等期間特例延長通知書（様式第6号）により行う。

(事案移送通知書等)

第7条 条例第13条第2項の規定による通知は、事案移送通知書（様式第7号）により行う。

2 公安委員会は、条例第13条第5項において準用する同条第1項の規定により兵庫県議会議長に事案を移送したときは、請求者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第8条 条例第14条第1項に規定する実施機関の規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 公開請求に係る公文書に記録されている第三者に関する情報の内容

(2) 意見書の提出期限

2 条例第14条第2項に規定する実施機関の規則で定める事項は、前項に規定するもののほか、次のとおりとする。

(1) 公開決定をする旨

(2) 公開決定をする理由

3 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書の公開決定に係る意見照会書（様式第8号）

により行う。

- 4 条例第14条第3項の規定による通知は、公開決定に係る通知書（様式第9号）により行う。
（公開の実施）

第9条 条例第15条第1項の規定による公開の実施は、公安委員会が指定する日時及び場所において行う。

- 2 公安委員会は、公文書を閲覧し、又は閲覧しようとする者が、当該公文書を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認めるときは、当該公文書の閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- 3 公文書の写しを交付する場合の部数は、請求のあった公文書1件につき1部とする。
（電磁的記録の公開の方法）

第10条 条例第15条第1項本文に規定する実施機関の規則で定める方法は、次に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

- (1) 当該電磁的記録がビデオテープ若しくはビデオディスク又は録音テープ若しくは録音ディスクである場合視聴又は複製物の交付の方法
(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又はフロッピーディスク、光ディスク、光磁気ディスクその他の記録媒体に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により公開を行うことができる。

- 3 条例第15条第1項ただし書に規定する実施機関の規則で定める方法は、第1項第1号に規定する視聴の方法又は同項第2号に規定する閲覧の方法とする。

（公開方法等の申出）

第11条 条例第15条第2項の規定による申出は、公開方法等申出書（様式第10号）により行わなければならない。

- 2 条例第15条第2項に規定する実施機関の規則で定める事項は、次のとおりとする。
(1) 請求者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
(2) 申出に係る公開決定
(3) 求める公開の実施の方法

（審議会諮問通知書）

第12条 条例第18条の規定による通知は、審議会諮問通知書（様式第11号）により行う。

（電磁的記録である意見書等の閲覧等）

第13条 条例第24条第1項に規定する実施機関の規則で定める行為は、視聴若しくは複製物の交付又は印刷物として出力したものの閲覧若しくは交付とする。

（写しの作成等に要する費用）

第14条 条例第35条に規定する実施機関の規則で定めるものは、複製物の作成及び送付とする。

- 2 条例第35条に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

- 3 条例第35条に規定する費用は、あらかじめ納付しなければならない。

（委任）

第15条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）附則第3条の規定により、行政庁の処分又は不作為についての不服申立てであって、法の施工前にされた行政庁の処分又は法の施工前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第14条関係）

公文書の種別		交付する写し又は複製物	金 額	
1	文書	複写機により複写したものの（日本工業規格A列3番の大きさまでのものに限る。）	1枚につき10円（多色刷りにあつては、40円）	
2	電磁的記録	(1) ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複製したもの	1巻につき200円
		(2) 録音テープ又は録音ディスク	録音カセットテープに複製したもの	1巻につき120円
		(3) (1)及び(2)以外の電磁的記録	ア 印刷物として出力したもの	1枚につき10円
			イ フロッピーディスクに複製したもの	1枚につき30円
			ウ 光ディスクに複製したもの	1枚につき60円
			エ 光磁気ディスクに複製したもの	1枚につき290円
3	1及び2以外の公文書	公文書の性質に応じ作成した写し又は複製物	当該写し又は複製物の作成に要する費用に相当する額	

公文書公開請求書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様
請求者 住所又は居所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

電話（ ） ー 番

情報公開条例第4条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

請求する公文書の件名又は内容	
※ 受領年月日等	受領した日 年 月 日 受領した所属 電話（ ） ー 番

注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。

2 ※の欄は、記入しないでください。

公文書公開決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することを決定したので通知します。

公文書の件名	
公文書を公開する日時	午前 年 月 日 () 時 分 午後
公文書を公開する場所	
主管課等	電話 () ー 番
備考	

- 注 1 「公文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ主管課等へ御連絡ください。
- 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を御提示ください。
- 3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書（様式第10号）を提出してください。

公文書部分公開決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公文書の一部を公開することを決定したので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に情報センターを経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

公文書の件名	
公文書を公開する日時	年 月 日 () 午前 時 分 午後
公文書を公開する場所	
公開しない部分及び公開しないこととする理由	(公開しない部分) (公開しないこととする理由) 情報公開条例第6条第 号該当
公開しない部分について、その理由が消滅する期日等	
主管課等	電話 () ー 番
備考	

- 注 1 「公文書を公開する日時」の欄に記載した日時に御都合が悪い場合は、あらかじめ主管課等へ御連絡ください。
- 2 「公開しない部分について、その理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書の公開しない部分について、その理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記載しています。
- 3 公開の実施に当たっては、事前に、別紙公開方法等申出書（様式第10号）を提出してください。

公文書非公開決定通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第10条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開しないことを決定したので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に情報センターを経由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

公文書の件名	
公開しないこととする理由	(情報公開条例 第6条第 号該当・第9条該当・公文書の不存在)
公開しない理由が消滅する期日等	
主管課等	電話 () ー 番
備考	

注 「公開しない理由が消滅する期日等」の欄は、公開請求のあった公文書を公開しない理由が消滅する期日等をあらかじめ明示することができる場合に記入しています。

公開決定等期間延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定又は非公開決定の期間を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
延長後の決定期間の満了日	年 月 日
延長の理由	
主管課等	電話（ ） ー 番

公開決定等期間特例延長通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第12条第1項の規定により、次のとおり公開決定又は非公開決定の期間を延長したので通知します。

公文書の件名又は内容	
当初の決定期間の満了日	年 月 日
公文書のうち、相当の部分について公開決定又は非公開決定をする期間の満了日	年 月 日
年 月 日 までに公開決定又は非公開決定をする公文書の件名又は内容	
残りの公文書について公開決定又は非公開決定をする期限	年 月 日
情報公開条例第12条第1項を適用する理由	
主 管 課 等	電話（ ） ー 番

事案移送通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付けの公開請求については、情報公開条例第13条第1項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

公文書の件名又は内容		
移 送 し た 日		年 月 日
移 送 し た 理 由		
移送元の実施機関の主管課等		
移 送 先	実施機関等名	
	事務担当課等	電話（ ） ー 番
備 考		

注 本件公開請求については、移送先の実施機関等において公開決定又は非公開決定をすることとなります。不明な点は、移送先の実施機関等の事務担当課等にお問い合わせください。

公文書の公開決定に係る意見照会書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



情報公開条例第4条の規定により、兵庫県公安委員会に対して公開請求のあった公文書には、あなたの_____に関する情報が記録されています。

つきましては、公開請求に係る公文書について、兵庫県公安委員会が次の理由により公開決定をすることに対して、あなたは、情報公開条例第14条第2項の規定により、意見書を提出することができます。

意見書を提出される場合は、公開決定をすることに対する意見を具体的に記入の上、年 月 日までに提出してください。

公開請求に係る公文書	件名又は内容及び作成又は取得の時期	
	記録されているあなたの_____に関する情報の内容	
	公開決定をする理由	(情報公開条例 第6条第2号ただし書該当・第8条該当)
意見書の提出先	電話 () ー 番	
備考		

公開決定に係る通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付で、あなたから、公文書を公開することについて反対意見書の提出があった公文書の公開請求については、情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおり公開決定をしたので通知します。

この決定について不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に情報センターを經由して兵庫県公安委員会に対し審査請求をするか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に神戸地方裁判所に対し兵庫県を被告としてこの決定の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する決定書を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

公文書の件名	
公開決定の日	年 月 日
公開決定をした理由	
公文書を公開する日	年 月 日
主管課等	電話（ ） ー 番
備考	

公開方法等申出書

年 月 日

兵庫県公安委員会 様
請求者 住所又は居所

氏名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

担当者氏名（請求者が法人その他の団体である場合）

電話（ ） - 番

情報公開条例第15条第2項の規定により、次のとおり公開の実施の方法等について申し出ます。

申出に係る公開決定	(決定通知書の文書番号) 発第 号
	(公文書の件名)
公開の実施の方法	1 文書、図画又は写真の場合 (1) 閲覧 (2) 写しの手交 (3) 写しの送付 2 電磁的記録の場合 (1) 印刷物として出力したもの ア 閲覧 イ 手交 ウ 送付 (2) その他のもの ア 視聴 イ 複製物の手交 ウ 複製物の送付
備考	

注 1 電話番号は、今後の手続等について連絡する場合がありますので、必ず記入してください。

2 「公開の実施の方法」の欄は、希望する公開の実施の方法の区分を○で囲んでください。

審議会諮問通知書

発第 号
年 月 日

様

兵庫県公安委員会



年 月 日付け 発第 号の公開決定等に対する審査請求について、情報公開条例第17条の規定により、次のとおり情報公開・個人情報保護審議会に諮問したので通知します。

公文書の件名	
審査請求の内容	
諮問をした日	年 月 日
主管課等	電話（ ） ー 番